

三愛記念そがクリニックでは、以下の施設基準届出を行なっております。

(令和 7年 4月現在)

<基本診療料の施設基準>

- (歯科) 歯科外来診療医療安全体制加算 1
- (歯科) 歯科外来診療感染対策加算 1

<特掲診療料の施設基準>

- 人工腎臓 (慢性維持透析を行なった場合 1)
- 導入期加算 1
- 透析液水質確保加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- CT撮影 (16列以上64列未満)
- 遺伝学的検査
- 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- 外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 1
- (歯科) 歯科疾患管理料の注 11 に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- (歯科) 歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準
- (歯科) 有床義歯咀嚼機能検査の 1 の口及び咀嚼能力検査
- (歯科) 口腔粘膜処置
- (歯科) レーザー機器加算
- (歯科) クラウン・ブリッジ維持管理料
- (歯科) CAD/CAM冠
- (歯科) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- (歯科) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) 1

歯科外来診療医療安全体制加算に関する掲示事項

当院では歯科医療に係る医療安全対策について、下記のとおり取り組んでいます。

○安全で安心な歯科診療を提供するために、下記の装置・器具等を設置しています。

・AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット 等

○歯科診療部門への医療安全管理者の配置をしています。

医療安全管理者：院長 入江 洋文

○医療安全対策に係る研修を終了した歯科医師が配置されています。

○緊急時には、本院（三愛記念病院）と連携し、適切な対応ができるようにしています。

令和7年4月 院長